

高齢者の特殊詐欺被害防止に向けた キャッシュカード振込機能の利用制限について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、岡山県内において、「税金や医療費の還付がある」などの名目でATMに不慣れな高齢者を誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」が増加しています。

当金庫では、こうした被害を防止するために岡山県警の要請のもと緊急対策として、下記のとおり、キャッシュカード振込機能の利用制限を実施させていただきます。

お客さまには、大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【緊急対応の内容】

キャッシュカードによるATM振込ができなくなります。

1. 対象となるお客さま

- ①平成 29 年 2 月 28 日現在で 70 歳以上のお客さま、かつ平成 26 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの過去 3 年間にATM振込のご利用実績のないお客さま
- ②平成 29 年 2 月末を最初として、毎年 2 月末で 70 歳に達し、過去 3 年間にATM振込のご利用のないお客さま

※上記以外のお客さまは、従来どおりご利用いただけます。

2. 制限開始日

平成 29 年 4 月 3 日（月）より

3. ATMでの振込を希望されるお客さま

平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

以 上